

2026 年度国民健康保険税の税率改定について

1 税率改定の考え方

2026 年度税率改定は、第 6 期町田市国民健康保険事業財政改革計画（以下「第 6 期計画」という。）に基づいて実施します。第 6 期計画では、赤字額（2018 年度当初予算時点 26.6 億円）を 2027 年度までに 50%削減、2032 年度までに完全解消することを掲げています。

2026 年度の赤字額の計画値は、2025 年度の 16.1 億円から 1.4 億円削減した 14.7 億円です。

2 2026 年度の税率改定額について

(1) 国保財政の仕組み

2018 年度の国保制度改正以降、市は都へ納付金を支払うことで、保険給付に必要な費用を全額、都から交付される仕組みとなっています。納付金は被保険者の医療給付に充てるため、保険税で負担すべき費用とされています。

(2) 2026 年度の解消すべき赤字額

町田市は、保険税だけでは納付金の支払いをまかないきれないため、市税等で構成される一般会計から繰入金（＝赤字額）を投入しています。この繰入金から計画値を除いた金額が「解消すべき赤字額」となります。

2026 年度の町田市の赤字額は 16.8 億円となる見込です。第 6 期計画における計画値 14.7 億円とするためには、2026 年度の解消すべき赤字額は **2.1 億円**となります。

○2026 年度の解消すべき赤字額

2026 年度の 赤字額	-	2026 年度 計画値	=	2026 年度の 解消すべき赤字額
16.8 億円		14.7 億円		2.1 億円

(3) 2026 年度の税率改定額

解消すべき赤字額が 2.1 億円となったため、2026 年度の税率改定額は同額の **2.1 億円**となります。

<参考>2021 年度以降の税率改定額

2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度 (案)
3.6 億円	3.9 億円	4.6 億円	5.0 億円	1.7 億円	2.1 億円

3 2026年度の保険税率案

変更後の保険税率については、適正なバランスを保ち、かつ変更により生ずる影響が特定の世帯に偏らないものとするために、以下の2点に留意して税率改定を行います。

- ① 東京都から提示された2026年度の標準保険料率^{*1}を参考とします。
- ② 医療分、後期高齢者支援金分、介護分のそれぞれの所得割・均等割について、標準保険料率と現行税率の差を一定の割合で解消します。

	医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
2025年度	6.67%	39,300円	2.25%	13,100円	2.02%	15,100円
2026年度 (案)	6.77%	40,200円	2.33%	13,700円	2.08%	15,500円
増加	0.10%	900円	0.08%	600円	0.06%	400円

※1 標準保険料率

各市町村の適正な保険料(税)率として、赤字が生じない運営を行うために必要な保険料(税)率を、東京都が算定し提示するものです。算定においては市町村ごとの所得水準や医療費水準が反映されており、各市町村が参考とすることができるものとされています。

2026年度 町田市の 標準保険料率	医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
	7.58%	47,244円	2.91%	18,008円	2.56%	18,740円

4 被保険者への影響

(1) 一人あたりの年税額

被保険者一人あたりの年税額は、保険税率改定により2,384円の増額となります。

	2025年度	2026年度(案)	2025年度と 2026年度の差額
被保険者一人あたり年税額 (2026年度賦課総額/ 年度平均被保険者数)	118,448円	120,832円	2,384円

(標準保険料率に基づく1人あたり年税額: 139,707円)

(2) モデル世帯の年税額

モデル世帯(所得260万円、夫婦(40歳以上65歳未満)と子1人の3人世帯)の年税額は、保険税率改定により11,500円の増額となります。

	2025年度	2026年度(案)	2025年度と 2026年度の差額
モデル世帯	471,800円	483,200円	11,400円

(標準保険料率に基づくモデル世帯の年税額: 572,500円)

<参考> (資料2-2) 改正前税額と改正後税額との差額表
(資料2-3) 2025年度保険料(税)率の比較